

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(9月分)

■令和6年9月1日～令和6年9月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

令和6年9月30日現在

＜取引・契約関係:3件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月5日	「即日」美容医療施術に関する意見書	関東弁護士連合会	1 即日美容医療施術(消費者が、事業者との契約をした当日に、美容をする目的で、医学的処置、手術その他の施術を受けるものをいう。)に関し、消費者被害を防止するため、国(衆議院、参議院、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、消費者庁、消費者委員会)に対し、次の対策を講じることを提言する。 (1)美容を目的とした医療行為で、不要不急の施術に関する準委任契約の締結に際し、概要書面、契約書面、重要事項説明書等の書面交付義務を事業者に課すること。 (2)上記契約の締結において、契約の締結から施術まで8日以上 の熟慮期間の設置を事業者 に課し、当該期間内は、クーリングオフを患者である消費者に認めること。熟慮期間を待たずして施術した事業者については、解約された場合には、料金の返還を義務づける等の規定を設けること。 (3)上記解約ルールについて故意に告げない行為など、不実告知・重要事実不告知の禁止を事業者 に課し、違反した事業者には、罰則に加えて、指示又は業務停止命令を主務大臣が出せること。 2 前記提言を実行するため、即日美容医療施術の問題が、美容医療サービスにかかる消費者問題であることに鑑みて、消費者行政の中核的な実施機関である消費者庁が、関係各省庁と連携して主導的な役割を果たすことを要望する。
9月5日	決済法制に関する意見書	関東弁護士連合会	昨今、サクラサイト被害、詐欺的情報商材被害、詐欺的投資被害など、様々な消費者被害が増加している状況下、悪質業者に多用されている決済手段を規制することは喫緊の課題である。そこで、当連合会は、種々の決済を利用した消費者被害を防止するため、以下の法改正を行うことを求める。 1 割賦販売法関係 (1)クレジットカード等購入あっせん業者と販売業者又は役務提供事業者との間でクレジットカード番号等の取扱いを認める契約に関与するいわゆる決済代行業者について、実質的契約締結権限を有しているか否かにかかわらず、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者として、登録義務を課すよう割賦販売法35条の17の2を改正すること。 (2)前号により、登録義務を課されたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者として登録を要する業者のうち、過度の義務を負担させることのないよう、販売業者又は役務提供事業者に対して割賦販売法35条の17の8の調査義務等を他の国内の業者が負担していることを書面等により疎明した場合には、同条の調査義務等を軽減するなど実態に即した制度設計とすること。 2 資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)(第三者型前払式支払手段関係) (1)第三者型前払式支払手段発行者に対する加盟店調査管理義務について、割賦販売法におけるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者と同程度の内容を具体的に法定すること。 (2)前払式支払手段発行者のみならず、いわゆる決済代行業者に対しても、加盟店管理調査義務を法定すること。 (3)番号通知型の第三者型前払式支払手段の番号等を業として転売することを禁止すること。少なくとも、古物営業法を改正し、業として第三者型前払式支払手段の番号等の転売等を行う事業者に対して、許可制を及ぼすとともに、買取時の本人確認義務及び疑わしい取引の申告義務について法定すること。 3 資金決済に関する法律(資金移動業等関係) (1)収納代行、送金代行、代金引換等が資金決済法上の資金移動業に該当することを明確にし、原則として資金移動業の規制対象とすること。 (2)資金移動事業者が特定の第三者と契約を締結し、商品やサービス購入代金の支払いとして資金移動を業として行う場合には、資金移動業者に対し、当該第三者について、第三者型前払式支払手段発行者又はクレジットカード等信用購入あっせん業者の苦情処理・加盟店調査・管理義務と同内容の義務を法定すること。
9月24日	詐欺的定期購入商法の被害実態に鑑みたコンビニ後払い決済サービスについて法規制を求める意見	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 増田悦子	「特定商取引に関する法律」が改正され令和4年6月1日に施行されたが、詐欺的定期購入商法の被害は後を絶たない。その決済手段として主に使用されているのがコンビニ後払い決済サービス(以降、後払い決済サービスという)であるが、2か月を超えずに消費者が支払わなければならない場合は、マンスリークリア方式のクレジットカード払いの場合と同様に法規制を受けておらず、現状の後払い決済サービス事業者においては、加盟店管理や消費者に対する対応が極めて不十分である。 これ以上の消費者被害を拡大させないために、後払い決済サービスについて、加盟店管理、苦情の適切処理、過剰と信の禁止、抗弁の接続、後払い決済サービス契約そのものの取消し等の点について、割賦販売法と同様の法規制を緊急に求める。

<地方消費者行政:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月2日	【参考送付】消費生活相談体制をはじめとする地方消費者行政の維持・強化を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	1 国は、消費者が全国どこにいても消費者問題専門家による消費生活相談を受けられる体制の維持・整備、消費者被害防止の施策の継続・強化が実施できるよう、財政基盤の弱い地方公共団体においても自主財源が相当程度の比率に達するまでの期間、地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すべきである。 2 2026年度移行を目指して進められているPIO-NET刷新及び消費生活相談のデジタル化において、地方公共団体が負担するとされているシステム構築・運営のための経費(新規導入が必要となるパソコン端末等の設備費用及び通信費・保守費用等の経常的経費)について、これまでと同様に全額国が費用負担すべきであり、少なくとも、交付金等によって相当部分を国が措置すべきである。 3 消費生活相談情報の聴取及びPIO-NET登録事務、重大事故情報の国への通知事務、法令違反者に対する行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものに対し、その経費の全部又は相当部分について、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。
9月17日	地方消費者行政に対する実効的な財政支援の継続・拡充を求める要望書	特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば	国に対して以下のとおり要望する。 1 消費生活相談員の人材確保の財源措置 消費生活相談員の確保が困難な状況が各地で深刻化している事態を踏まえ、消費生活相談員の人材育成、専門的資質の向上、デジタル化への対応力育成、処遇改善などを推進するため、地方公共団体において消費生活相談員の人件費にも活用できる地方消費者行政推進交付金またはこれと同等の財源措置を今後も継続的に措置することを求める。 2 PIO-NET刷新に伴う費用負担 2026年度の移行を目指してPIO-NETのシステム刷新を進めている現状において、地方公共団体がパソコン端末機等の設置費用及びシステム維持費用を負担できない事態の不安が広がっている。PIO-NETを維持する費用を直接負担または交付金により全額負担することを求める。 3 官民連携による被害防止のネットワーク推進 地方公共団体が、地域における消費者市民・消費者団体の育成を通じて行政と民間関係者の連携による消費者被害防止・救済のネットワークを構築・運営する施策を推進できるよう、施策の推進に必要な情報提供及び財政支援を講ずることを求める。 4 国と地方の双方に利害のある事務に対する国の恒久的財源負担 地方消費者行政の事務のうち、消費生活相談情報の聴取及びPIO-NET入力事務、重大事故情報の国への通知事務、法令違反事業者に対する行政指導・処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものに対しては、その経費の全部または相当部分について、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けることを求める。

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
9月5日	商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)における代表取締役等住所非表示措置に関し、弁護士による職務上請求の措置等を求める意見書	関東弁護士連合会	1 商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)第31条の2第1項における代表取締役等住所非表示措置が講じられた代表取締役等の住所について、弁護士による職務上請求によって開示する制度を創設すべきである。 2 商業登記規則第21条2項3号の「利害関係」については、法人に対して訴訟その他の法的手続を行っている当事者を含むものとし、当該解釈基準を通達等においても、明記するべきである。
9月6日	【参考送付】HPVワクチン接種による副反応疑い報告の増加を踏まえた適切な対応について	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	当会議は、HPVワクチン接種による副反応疑い報告の増加を踏まえた適切な対応についての要請書を、厚生労働大臣、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会長、薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会長宛てに提出した。ご参考までに送付申し上げる。 ●要請の趣旨 1 HPVワクチン接種の積極的勧奨を再開した後の副反応疑い報告の実数が明らかに増加していることを踏まえ、個別症例の実態調査を行ってほしい。 2 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会および薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(以下合わせて副反応検討部会という)における副反応被害の実態とまったく関係のない情報の提示を撤回してほしい。 ●要請の理由 1 HPVワクチン副反応疑い報告の推移に関する厚生労働省の説明状況 HPVワクチンの接種状況および副反応疑い報告の推移について、厚生労働省は副反応検討部会に対し定期的に報告を行っている。副反応検討部会の各委員からも副反応疑い報告の実数の変化に基づいて副反応被害の増加を懸念する声が上がらないまま、漫然とHPVワクチンの積極的勧奨を継続している。 2 副反応疑い報告の実数が明らかに増大していることを踏まえた追跡調査が急務であること 3 非科学的な割合グラフはHPVワクチンが安全であるかのような誤った印象をもたらす有害なものであり、提示は撤回されるべき (1)割合グラフの縦軸のスケールは明らかに粗大で、本来あるべきワクチンの安全性を評価できるスケールが用いられていない (2)割合グラフは副反応の発症時期と施設納入時期が対応しないことを無視したまま、「偽のピーク」を提示することによって誤った印象をもたらしている
9月24日	商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)における代表取締役等の住所非表示措置に関し、弁護士による職務上請求制度の創設等を求める会長声明	金沢弁護士会 会長 高木利定	1 「商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)」を施行する前提として、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人(以下「代表取締役等」という。)の住所に関する弁護士による職務上請求制度を創設すべきである。 2 上記制度が創設されるまでの間、少なくとも、代表取締役等の住所に関する弁護士法第23条の2に基づく照会に対して回答するべきである。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から7件の意見等が寄せられました(内訳:取引・契約関係:1件、表示関係(食品表示を除く):1件、地方消費者行政関係:1件、その他:4件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。